

## 平成 26 年度第 3 回児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成 26 年 9 月 12 日（金）10：00～12：00
- 2 開催場所 青森市役所第 1 庁舎 3 階 福利厚生室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、長内幸雄委員、木村聖一委員、  
鳴海明敏委員、道川晋司委員、森理恵委員
- 4 事務局出席者 健康福祉部長 赤垣敏子、理事 能代谷潤治、  
子どもしあわせ課長 小倉信三、  
浪岡事務所健康福祉課副参事 加福拓志、  
子どもしあわせ課副参事 西澤哲司、副参事 太田直樹、  
健康福祉政策課主幹 堀川慎一、  
子どもしあわせ課主幹 松島豊、主幹 竹内巧、  
主査 木村誠、主査 日渡紀之、主事 柿崎優子
- 5 会議内容
  - 1 開会
  - 2 健康福祉部長あいさつ
  - 3 審議案件  
子ども・子育て支援新制度における利用者負担の設定について（案）
  - 4 報告案件
    - (1) すみれ寮の指定管理者募集について
    - (2) 後潟・平新田児童館について
  - 5 閉会

審議案件 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の設定について（案）

事務局より資料 1 について説明

### 質疑・応答

#### ○委員

保育所だけでなく、幼稚園や認定こども園であっても 1 号認定の子どもたちは同じ料金になるので、幼稚園の保育料、保育所の保育料というのではなく、教育標準時間認定の利用者負担料という書き方だとわかりやすいのではないかと。

#### ○事務局

指摘いただいたように、新制度では、1 号認定の子どもの利用者負担額、2 号認定の子どもの利用者負担額という括りで見るといいと思います。

○委員

青森市には、利用者負担を決定するための条例等はあるのか。

○事務局

規則で定めている。

○委員

保育所、幼稚園の保育料を同時に規則で定めるということでよいか。

○事務局

はい。

○委員

「利用者負担額」は「保育料」と同義で使っていると考えてよいか。

○事務局

はい。

○委員

同時入所の軽減措置について、保育所と幼稚園では条件が違う。3歳以上の子がいる場合、保護者が1号認定を受けるか、2号認定を受けるかの判断のポイントになると思う。

○事務局

現行では、幼稚園は、3歳から入園できるが、通っている子だけだと、保育所が6年間対象となるのに対し、幼稚園は3年間しか対象とならないことになる。このことから、国では、保育所の場合と同じ6年間で担保するために、幼稚園の場合は、小学校3年生までを同時入所の範囲として、兄弟の幅を同じくしているということである。本市においても、同様の制度で保育料の軽減をしていくという考えである。

○委員

例えば、下の子が保育所を利用する世帯で、上の子が小学校へ進学する際、保育所から幼稚園に移れば、軽減措置の適用があるということになるのではないか。それを促すということになるのかではないか。

○事務局

同時入所軽減は、子どもの多子ではなく、同時に施設に入所している場合に軽減するという国の軽減策である。それに加えて、青森市では第3子以上の子に対し、保育所の場合

は第3子軽減というものを行っており、幼稚園の場合は、同時入所しているいないにかかわらず、すくすく子育て支援という第3子軽減を実施している。

○委員

階層区分の決定方法について、所得税額から市町村民税額へ変更となるということであるが、市で決定するから市町村民税をベースにするということなのか。

○事務局

基本的には、国の考え方を踏まえている。実施主体としても、所得税を見るよりも市民税を見る方が、より直近の所得を見ることができ、事務の煩雑さという点からも、わかりやすくなる。

○委員

1市2制度の解消をはかることについて、保育料の高い青森地区に合わせたのはなぜか。

○事務局

すべて、国の基準額どおりにすると、非常に高い負担を保護者に強いることになる。青森市はこれまでもさまざまな軽減策を行い、また、今後、子ども・子育て支援新制度において、新たに経費がかかることとなるが、さまざまな子ども・子育て支援施策を維持していかなければならないという中で、現在行っている支援策、軽減策については、厳しい財政状況でも維持していくということから、このような結論に至ったところである。

○委員

経過措置として5年を設定しているが、なぜ5年なのか。

○事務局

1年間の負担ということを考えたときに、受ける負担感をできるだけ軽減したいということと一定の時期には完了していなければならないということ考えた結果である。

○委員

保育所保育料の軽減策の表で、青森地区と浪岡地区では、青森地区の方がメリットがあると思うが、これは1制度に統一した場合、青森地区の軽減策を引き継ぐということになるか。

○事務局

はい。

○委員

青森市は保育料金の階層を 22 階層に分けているが、実際、保護者は安くなったという感覚が無いと思う。国は 8 階層しかないのに青森市が 22 階層にするということは、その差額を逐一計算することになる。もう少し、少なくすることは出来ないか。

○事務局

階層を少なくすると保護者の負担が大きくなる。出来るだけ保護者の負担の軽減をしたいという思いで、22 階層としている。

○委員

青森市が特段細かすぎるといったことはないのか。

○委員

他の市町村よりかなり細かい。

○委員

利用者にとってはかなりありがたいことだと思う。

○委員

国の基準との対比で 6.7 億円の財支出分があるということだが、その枠内でいくということの保障はあるのか。

○事務局

関係部局とは話しをしている。

○委員

各幼稚園の保育料が市で定めた保育料を上回る場合は、“上乘せ徴収”として対応するよう調整を図るとあるが、調整とはどんな調整を図るのか。

また、幼稚園は国と同様 5 階層で、国の利用者負担限度額に限りなく近く妥当な判断だと思う。3 歳児が保育園を利用した場合、より低い階層でも 34,350 円を徴収されているので、保育所を利用するか、1 号認定を利用するかの保護者の判断はこの辺りにあると思う。

○事務局

幼稚園を 4 時間利用した場合は 19,500 円で、この他に預かり保育料と給食費がかかることになる。

○委員

国の教育課程を編制する時間は4時間を標準とするとしているが、1号認定の子が利用出来る時間は4時間と限定しているわけではない。

○事務局

4時間しか利用できないということではない。ただし、この利用者負担の考え方については4時間である。

保育所との比較について、幼稚園を保育所と同じ時間利用するとすれば、保護者はさらに給食費、預かり保育の利用料金を負担することとなるので、その平均等を計算し料金表とした。

○委員

市内の幼稚園の給食費と預かり保育料の平均を足すとだいたい保育所の同じ年齢の保育料に合致するという事か。

○事務局

はい。市内の幼稚園の預かり保育料は月平均4,300円、給食費は4,600円程度である。

○委員

保育所が利用者負担を軽減するために区分を細かくしているということであったが、幼稚園の場合はないということになるか。

○事務局

幼稚園保育料は、国で、幼稚園就園奨励費補助金を考慮した階層としており、青森市でも同様に、幼稚園を利用している方の所得に応じて、実際に負担している幼稚園保育料から就園奨励費を差し引いた額を基に決定している。保育所についても幼稚園についても、まず今の仕組みで、スタートしていきたいと考えている。

#### 報告案件 (1) すみれ寮の指定管理者募集について

事務局より資料2について説明

#### 質疑・応答

○委員

父子は入所できないのか。

○事務局

できない。

○委員

ニーズはあると思うが、使いづらいつか、入居期間が限定されているなど何か要因はあるのか。

○事務局

他の自治体でも、入所者はかなり減ってきている。一時は生活困窮のため入所したケースが多かったが、現在は生活困窮の場合は、生活保護の申請をし、アパートで生活するという選択肢があることも、利用者が減った要因であると考えている。

また、女性相談所で行っている一時保護について、すみれ寮で担える部分を行うこととしており、関係する予算を要求しているところである。今後、女性相談所と連携して、潜在的なニーズにも応えていけるようにしたいと考えている。

報告案件 (2) 後潟・平新田児童館について

事務局より資料3について説明

質疑・応答

○委員

耐震面や老朽化という点で問題を抱えている児童館はまだ多くあるのか。

○事務局

浪岡地区は7館のうち1館は新耐震基準で建てられたが、残りは旧耐震基準のため、老朽化が激しい施設がほとんどである。青森地区は9館ある児童館のうち、奥内児童館と安田児童館が新耐震基準で建てられ、加えて後潟児童館と平新田児童館を整備するので、青森市全体では、11館が旧耐震基準で建てられた施設となる。

○委員

児童館名は、原別児童館というように変更はしないのか。

○事務局

地域でもずっとその名称で親しまれてきていると思うので、変更はしない。